

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
第 14 回全体会議 議事次第

日時：令和 7 年 3 月 7 日（金）10:00 ～ 12:00

場所：中央合同庁舎 3 号館 2 階 水管理・国土保全局 A 会議室（Web 会議併用）

1. 開会

2. 出席者紹介

3. 議題

（1）2024 年度（令和 6 年度）実施結果について（資料 1）

（2）2025 年度（令和 7 年度）活性化協議会の進め方（案）（同）

（3）その他

4. 閉会

<資料一覧>

資料 1 2024 年度の実施結果及び 2025 年度の活性化協議会の進め方（案）

参考資料 1 第 13 回全体会議 議事概要

参考資料 2 水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会規約

2024 年度の実施結果及び 2025 年度の活性化協議会の進め方（案）

1. 2024 年度の実施結果

（１） 案件候補の調査について

調査対象として選定した 3 つの案件候補について、現地調査、対策案の概略検討、相手国政府機関等との協議を行い、相手国の関心事項や意向の確認を進め、ダム再生の案件化の可能性ならびに気候変動適応策と緩和策を両立させる本邦技術の適用を検討した。

2 案件については、相手国側の理解獲得に向けた調査を進め、1 案件については、相手国側のニーズ調査と本邦技術の適用性の可否の基礎的な調査を進めた。

（２） その他の調査について

展開先国における課題や案件化の見通しを確認するため、関係機関との面談等により、基礎的な情報収集・意見交換等を行った。

2. 2025 年度の活性化協議会の進め方（案）

（１） 活性化協議会の運営について

年度の期初と期末に全体会議を開催する。また、案件の現状把握、課題整理等について作業部会を随時開催する。

（２） 調査対象とする案件候補について

案件候補については、年度期初に開催予定の全体会議において、相手国との協議状況や優先度等を踏まえ調査継続の必要性を判断し、新規候補も含めた中から 2025 年度の調査対象を選定する。

以 上

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 第 13 回全体会議 議事概要

1. 日時： 令和 6 年 7 月 3 日（水） 15:00～16:10
2. 場所： 中央合同庁舎 3 号館 2 階 水管理・国土保全局 A 会議室
(Web 会議併用)

3. 議事概要：

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会（以下「活性化協議会」という。）第 13 回全体会議を開催し、2024 年度の活性化協議会の実施内容を以下のとおり決定した。

（1）2024 年度に対象とする案件候補の調査について

調査対象として 3 つの案件候補を選定する。

過年度からの引き続きとなっている 2 案件について、別途進行中のプロジェクトの動きと調整を図りつつ、相手国の関心事項や意向の確認を進め、ダム再生の案件化の可能性ならびに本邦技術の適用について検討を進める。

新規に調査を実施する 1 案件については、幅広く基礎的な情報を調査し、相手国の水資源分野の施設等の状況の把握と問題点の整理、本邦技術の適用可能性を検討する。

（2）その他の調査について

展開先国における課題や案件化の見通しを確認するため、基礎的な情報収集・意見交換等を行う。

（3）その他

案件形成対象国が中進国となり円借款の供与条件が相手国に不利になっても、案件形成対象として取り組みを継続するのかどうか議論があった。委員等より、官民が連携し PPP（Public Private Partnership）の枠組みとして案件形成することが有効な手法の一つといった意見等があり、取り組みを

継続する方針となった。

以 上

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 規約

(目的)

第1条 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の成立を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下「活性化協議会」という。)を設置する。

(活性化協議会の構成)

第2条 活性化協議会の構成員は、別表の通りとする。②③④

- 2 協議会の座長は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長とする。
- 3 事務局は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部の支援のもと、独立行政法人水資源機構が担うこととする。
- 4 座長は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(取組内容)

第3条 活性化協議会は、以下の取組を実施する。

1. 我が国事業者の海外展開に必要な現状把握
2. 我が国事業者の参入促進に向けた課題整理
3. 協力体制の構築 等

(活性化協議会の開催)

第4条 委員全体での会議(全体会議)は、座長の求めに応じて開催する。なお、我が国事業者の参入促進に向けた個別具体の現状把握、課題整理等については、関係者からなる作業部会を随時開催することとする。

(会議の公開等)

第5条 活性化協議会(全体会議及び作業部会)は非公開とする。なお、全体会議について、議事概要を作成する。

(その他)

第6条 この規約に定めるほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、活性化協議会において定める。

附 則①

この規約は、平成30年8月31日より実施する。

附 則②

この規約は、令和元年6月6日より実施する。

附 則③

この規約は、令和2年6月30日より実施する。

附 則④

この規約は、令和6年7月3日より実施する。

別 表

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
構 成 員

【委 員】

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課長 ④

経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長

国土交通省総合政策局国際建設管理官

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長 ④

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長

○ 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害
研究グループ長

独立行政法人水資源機構国際監

一般社団法人国際建設技術協会水資源・防災部長 ③

一般社団法人海外建設協会常務理事

一般社団法人海外コンサルタント協会専務理事

一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会企画部長

一般社団法人ダム・堰施設技術協会参与

一般社団法人海外電力調査会電力協力部長

一般財団法人日本ダム協会専務理事 ②

(○：座長)

【オブザーバー】

独立行政法人国際協力機構地球環境部長

事務局　：　独立行政法人水資源機構経営企画部国際課 ②